

<p>6. 利 息</p> <p>(4) 税 金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間の源泉徴収税率は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・ 法令に定められた条件を満たす個人の場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優（非課税）の取扱いを受けることができます。
<p>7. 手 数 料</p>	<p>——</p>
<p>8. 付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金額1万円以上のものは、総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率）
<p>9. 預金保険の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用されます。（保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）
<p>10. 元本欠損リスクと要因</p>	<p>——</p>
<p>11. 権利行使上の制限 ・ 中途解約の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表13. の中途解約利率を適用します。
<p>12. 想定されるリスク</p>	<p>——</p>
<p>13. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨）により計算した利息とともに払い戻します。 ただし、計算した利率が普預利率を下回るときは普預利率とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間が6ヵ月未満の場合………解約日における普通預金利率 ・ 預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合…約定利率×50% ・ 預入期間が1年以上2年未満の場合……約定利率×70%
<p>14. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 取扱期間中であっても、金融情勢等によっては新規申込の受付を中止する場合があります。
<p>15. 預金取引に関わる ご相談・苦情窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 ・ 静岡中央銀行 <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】お客様相談室 【電話番号】0120-700-858 【受付時間】午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日） 【Eメール】info@shizuokachuo - bank. co. jp ・ 一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関） <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109（一般電話から）または03-5252-3772（携帯電話・PHSから） 【受付時間】午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）